

<参考資料>

1 建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号。
登録基幹技能者関係）

· · · · · 1 p

2 建設業法施行規則第十八条の三の四第一項第二
号口の規定により、同号イに掲げる者と同等以上
の能力を有する者を定める件（国土交通省告示第
362 号）

· · · · · 18 p

（経営事項審査の客観的事項）

第十八条の三 法第二十七条の二十三第二項第二号に規定する客観的事項は、経営規模、技術的能力及び次の各号に掲げる事項とする。

- 一 労働福祉の状況
 - 二 建設業の営業年数
 - 三 法令遵守の状況
 - 四 建設業の経理に関する状況
 - 五 研究開発の状況
 - 六 防災活動への貢献の状況
- 2 前項に規定する技術的能力は、次の各号に掲げる事項により評価することにより審査するものとする。
- 一 法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者の数を修了した者の数
- 3 元請完成工事高
- 3 (略)
- (登録の申請)
- 第十八条の三の二 前条第二項第二号の登録は、登録基幹技能者講習の実施に関する事務（以下「登録基幹技能者講習事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。
- 2 前条第二項第二号の登録を受けようとする者（以下「登録基幹技能者講習事務申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 登録基幹技能者講習事務申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人（法人でない社団又は財団で代表者は又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条から第十八条の三の四までにおいて同じ。）については、その代表者の氏名

二 登録基幹技能者講習事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 登録基幹技能者講習事務を開始しようとする年月日

四 登録基幹技能者講習委員（第十八条の三の四第一項第二号に規定する合議制の機関を構成する者をい
う。以下同じ。）となるべき者の氏名及び略歴並びに同号イ又はロに該当する者にあつては、その旨

五 登録基幹技能者講習の種目

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一個人である場合においては、次に掲げる書類

イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面

ロ 略歴を記載した書類

二 法人である場合においては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ 株主名簿若しくは社員名簿の写し又はこれらに代わる書面

ハ 申請に係る意思の決定を証する書類

二 役員の氏名及び略歴を記載した書類

三 登録基幹技能者講習事務の概要を記載した書類

四 登録基幹技能者講習委員のうち、第十八条の三の四第一項第二号イ又はロに該当する者にあつては、

その資格等を有することを証する書類

五 登録基幹技能者講習事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

六 登録基幹技能者講習事務申請者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

七 その他参考となる事項を記載した書類

（欠格条項）

第十八条の三の三 次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第十八条の三第二項第二号の登録を受
けることができない。

一 法の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつ
た日から起算して二年を経過しない者

二 第十八条の三の十三の規定により第十八条の三第二項第二号の登録を取り消され、その取消しの日か

ら起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、登録基幹技能者講習事務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

の

(登録の要件等)

第十八条の三の四 国土交通大臣は、第十八条の三の二の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 第十八条の三の六第二号の表の上欄に掲げる科目について講習が行われるものであること。

二 次のいずれかに該当する者を二名以上含む五名以上の者によつて構成される合議制の機関により試験問題の作成及び合否判定が行われるものであること。

イ 学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において登録基幹技能者講習の種目に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は登録基幹技能者講習の種目に関する科目の研究により博士の学位を授与された者

ロ 國土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

2 第十八条の三第二項第一号の登録は、登録基幹技能者講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録基幹技能者講習事務を行う者（以下「登録基幹技能者講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録基幹技能者講習事務を行う事務所の名称及び所在地

四 登録基幹技能者講習事務を開始する年月日

五 登録基幹技能者講習の種目

(登録の更新)

第十八条の三の五 第十八条の三第二項第一号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の

経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(登録基幹技能者講習事務の実施に係る義務)

第十八条の三の六 登録基幹技能者講習実施機関は、公正に、かつ、第十八条の三の四第一項各号に掲げる

要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録基幹技能者講習事務を行わなければならない。

一 講習は、講義及び試験により行うものであること。

二 受講者があらかじめ受講を申請した者本人であることを確認すること。

三 講義は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容について、合計十時間以上行うこと。

科 目	内 容
基幹技能一般知識に関する科目	工事現場における基幹的な役割及び当該役割を担うために必要な技能に関する事項
基幹技能関係法令に関する科目	労働安全衛生法その他関係法令に関する事項
建設工事の施工管理、工程管理、資材管理その他 の技術上の管理に関する科目	イ 施工管理に関する事項 ロ 工程管理に関する事項

ハ 資材管理に関する事項
ニ 原価管理に関する事項
ホ 品質管理に関する事項
ヘ 安全管理に関する事項

四 前号の表の上欄に掲げる科目及び同表の下欄に掲げる内容に応じ、教本等必要な教材を用いて実施されること。

五 講師は、講義の内容に関する受講者の質問に対し、講義中に適切に応答すること。

六 試験は、第三号の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容について、合計一

時間以上行うこと。

七 終了した試験の問題及び合格基準を公表すること。

八 講習の課程を修了した者に対して、別記様式第三十号による登録基幹技能者講習修了証を交付すること。

九 講習を実施する日時、場所その他講習の実施に関し必要な事項及び当該講習が国土交通大臣の登録を

受けた講習である旨を公示すること。

- 十 講習以外の業務を行う場合にあつては、当該業務が国土交通大臣の登録を受けた講習であると誤認されるおそれがある表示その他の行為をしないこと。

(登録事項の変更の届出)

第十八条の三の七 登録基幹技能者講習実施機関は、第十八条の三の四第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(規程)

第十八条の三の八 登録基幹技能者講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した登録基幹技能者講習事務に関する規程を定め、当該事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 登録基幹技能者講習事務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 登録基幹技能者講習事務を行う事務所及び講習の実施場所に関する事項
- 三 登録基幹技能者講習の日程、公示方法その他の登録基幹技能者講習事務の実施の方法に関する事項
- 四 登録基幹技能者講習の受講の申込みに関する事項
- 五 登録基幹技能者講習の受講手数料の額及び収納の方法に関する事項
- 六 登録基幹技能者講習委員の選任及び解任に関する事項
- 七 登録基幹技能者講習試験の問題の作成及び合否判定の方法に関する事項
- 八 終了した登録基幹技能者講習試験の問題及び合格基準の公表に関する事項
- 九 登録基幹技能者講習修了証の交付及び再交付に関する事項
- 十 登録基幹技能者講習事務に関する秘密の保持に関する事項
- 十一 登録基幹技能者講習事務に関する公正の確保に関する事項
- 十二 不正受講者の処分に関する事項
- 十三 第十八条の三の十四第三項の帳簿その他の登録基幹技能者講習事務に関する書類の管理に関する事項
- 十四 その他登録基幹技能者講習事務に関し必要な事項

(登録基幹技能者講習事務の休廃止)

第十八条の三の九 登録基幹技能者講習実施機関は、登録基幹技能者講習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする登録基幹技能者講習事務の範囲

二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間

三 休止又は廃止の理由

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十八条の三の十 登録基幹技能者講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならぬ。

2 登録基幹技能者講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録基幹技能者講習実施機関の業務

時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録基幹技能者講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したもののが閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて、次に掲げるもののうち登録基幹技能者講習実施機関が定めるものにより提供することとの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを作成する方法

3 前項第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成する

ことができるものでなければならない。

(適合命令)

第十八条の三の十一 国土交通大臣は、登録基幹技能者講習実施機関の実施する登録基幹技能者講習が第十八条の三の四第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、当該登録基幹技能者講習実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第十八条の三の十二 国土交通大臣は、登録基幹技能者講習実施機関が第十八条の三の六の規定に違反していると認めるときは、当該登録基幹技能者講習実施機関に対し、同条の規定による登録基幹技能者講習事務を行うべきこと又は登録基幹技能者講習事務の方法その他の業務の方法の改善に関する必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第十八条の三の十三 国土交通大臣は、登録基幹技能者講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録基幹技能者講習実施機関が行う講習の登録を取り消し、又は期間を定めて登録基幹技能者講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十八条の三の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第十八条の三の七から第十八条の三の九まで、第十八条の三の十第一項又は次条の規定に違反したとき。

き。

三 正当な理由がないのに第十八条の三の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

五 第十八条の三の十五の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 不正の手段により第十八条の三第二項第二号の登録を受けたとき。

(帳簿の記載等)

第十八条の三の十四 登録基幹技能者講習実施機関は、登録基幹技能者講習に関する次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一 講習の実施年月日

二 講習の実施場所

三 受講者の受講番号、氏名、生年月日及び合否の別

四 登録基幹技能者講習修了証の交付年月日

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録基幹技能者講習実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 登録基幹技能者講習実施機関は、第一項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を、登録基幹技能者講習事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

4 登録基幹技能者講習実施機関は、次に掲げる書類を備え、登録基幹技能者講習を実施した日から三年間保存しなければならない。

一 登録基幹技能者講習の受講申込書及び添付書類

二 終了した登録基幹技能者講習の試験問題及び答案用紙

（報告の徴収）

第十八条の三の十五 国土交通大臣は、登録基幹技能者講習事務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録基幹技能者講習実施機関に対し、登録基幹技能者講習事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

（公示）

第十八条の三の十六 國土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第十八条の三第二項第二号の登録をしたとき。

二 第十八条の三の七の規定による届出があつたとき。

三 第十八条の三の九の規定による届出があつたとき。

四 第十八条の三の十三の規定により登録を取り消し、又は登録基幹技能者講習事務の停止を命じたとき。

様式第三十号(第十八条の三の六関係)

(裏面)

(登録基幹技能者講習の種目) 講習修了証
修了証番号 第 号

53.92 ミリメートル以上
54.03 ミリメートル以下

写 真 氏名
(生年月日 年 月 日)

この者は、建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します。

30.00 ミリメートル
24.00 ミリメートル

修了年月日 年 月 日

(登録基幹技能者講習実施機関の名称) 印
(登録番号 第 番)

85.47 ミリメートル以上
85.72 ミリメートル以下

(裏面)

備考

備考

（複数行用）

備考

- 1 材質は、プラスチック又はこれと同等以上の耐久性を有するものとすること。

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の四第一項第二号ロの規定により、同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を次のとおり定め、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年三月二十八日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等専門学校において、建設業法施行規則（以下「規則」という。）に規定する登録基幹技能者講習の種目に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者（規則に規定する当該登録基幹技能者講習に係る登録基幹技能者講習事務申請者（法人である場合においてはその役職員）及び規則第十八条の三の二第三項第一号ロに規定する書類に記載されている者（法人である場合においてはその役職員）を除く。以下同じ。）

二 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、規則に規定する登録基幹技能者講習の種目に関する科目を担当する教員の職にあり、又はその職にあつた者

三 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による公共職業能力開発施設又は認定職業訓練の

ための施設において、規則に規定する登録基幹技能者講習の種目に関する科目を担当する職業訓練指導員として三年以上の実務経験を有する者

四 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）による技術検定のうち一級の技術検定に合格した者、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）による一級建築士の免許を受けた者又は技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）による第二次試験に合格した者であつて、規則に規定する登録基幹技能者講習の種目に関する建設工事の監理技術者となつた経験を有する者

五 国の職員であつて、規則に規定する登録基幹技能者講習の種目に関する専門的知識を有する者

六 法に規定する建設業者団体（その構成員が主として土木一式工事又は建築一式工事（規則に規定する登録基幹技能者講習の種目に関する建設工事を含むものに限る。）を請け負う建設業者であつて、国土交通大臣に届出をしたものに限る。）が推薦する者であつて、規則に規定する登録基幹技能者講習の種目に関する専門的知識を有する者

七 前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣が規則第十八条の三の四第一項第二号イに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者